

2017年3月29日

関西電力株式会社社長 岩根茂樹様

**福井県反原発連絡会**

原子力発電に反対する福井県民会議

サヨナラ原発福井ネットワーク

福井から原発を止める裁判の会

原発問題住民運動福井県連絡会

原発住民運動福井・嶺南センター

ふるさとを守る高浜・おおいの会

原発設置反対小浜市民の会

若狭の原発を考える会

連絡先：林広員 tel.090-8263-6104

**高浜原子力発電所再稼働をしないことを要請します**

昨日3月28日、大阪高等裁判所の山下郁夫裁判長は、関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた昨年3月の大津地裁の仮処分決定を不服として貴社が申し立てた抗告に対し、大津地裁の仮処分決定を取り消す決定を出しました。私たちは、大阪高裁のこの決定を受け入れていることは到底できません。そもそも福島原発事故の原因が究明されていない中、どうして原発の安全性を担保できると言えるのでしょうか。また、以下の問題についてもまったく解決されてはいません。

・原子力規制委員会の適合性審査で評価された基準地震動（想定しなければならない最大の地震動）は、過小評価されていること。入倉・三宅式ではなく、地震動調査研究推進本部の「震源断層を特定した地震の強振動予測手法（2008.4.11改訂）」を用いて評価し直すこと。瀨瀬一起東京大学地震研究所教授が昨年の熊本地震の知見を踏まえ、活断層の地震動予測には同手法を用いるべきであると指摘している。

・昨年の熊本地震のような内陸地殻内地震は日本のどこで起こり得ると言われる中、原発事故における住民の避難計画などの検証も実効性の担保もなされていず、住民や周辺に住む人々への理解も得られていない。

以上のことから、私たちは高浜原発の再稼働をしないよう要請します。